

〔一三八〕 新唐書回鶻傳にも略ぼ同様の記事あれど年月を記さず。

〔一三九〕 冊府元龜和親篇にも實に又「穆宗即位初、廻鶻遣使合達干等、請和親、許之」と記せり、されば此の記事のみを見れば新唐書等に記する所と異なる無けれど、其の次の長慶元年五月の項に、こゝに記せるが如く、舊唐書廻紇傳と殆んど同様の記事を有せり。

〔一四〇〕 同書本紀長慶元年五月癸亥の條にも「皇妹太和公主出降廻紇登羅骨沒施合毘伽可汗」と見ゆ。

〔一四一〕 註〔一三四〕參看。

〔一四二〕 唐會要卷七十二馬の項には、之を以て此の年正月のこととせり。

〔一四三〕 碑文には庭字の上の文字脱落したれども、思ふに此の字は Schlegel 氏の考へたるが如く (Die chin. Inschr. a, d. uig. Denkm., S. 91) 必ず「北」字にして、而して前に述べたる北庭回復の擧に關説するものに外ならざるべし (二二〇頁—二二二頁參看)。

〔一四四〕 「入于術」の三字を Schlegel 氏は術中に陥るの意に解きたれど、于術は唐書地理志北庭大都護府の條下に「焉耆西有于術」と見え、又同志道里記にも「自焉耆西五十里過鐵門關、又西二十里至于術守捉城」と記さるゝ地名に外ならず、

此の事は Chavannes 氏等も既に注意せり (Un traité manichéen, p. 202. note 1)。

〔一四五〕 Schlegel 氏は眞珠河を支那に在る河流と見、Deveria 氏が之をトルコの地名と考へ、Thomson 氏が之を Zarschan 河と見たるを不可としたれど、此の河が突厥碑文の jincü 河と同一にして、今の Syr 河即ち Yaxartes 河に相當することは特に論ずるの要なし。

〔一四六〕 唐書葛邏祿傳に「有三族、一謀落、或爲謀刺、二熾俟、或爲婆旬、三踏實力」と見ゆ。

〔一四七〕 「葉護爲不受教令離其土壤」の葉護は、恐らく拔賀那の葉護を指せるものなるべく、離其土壤と云ふは其の土地を析<sup>さ</sup>くの意なるべし。

〔一四八〕 Schlegel 氏は之を以て一九七頁に引きたる舊唐書廻紇傳の記事即ち「乾元元年 (七五八年) 九月甲辰、廻紇使大